



○ 誰長(総務次官) 御異議なしと認めます。もつい日程は追加せられました。

た。

昭和二十九年度特別会計予算補正

忠雄君

昭和二十九年度特別会計予算補正(附第1号)

子算補正總則

第1条 経済援助資金特別会計の昭和29年度歳入歳出予算を、別冊甲号のとおり定める。その詳細については、別に添付する歳入歳出予定計算書に掲げる。

[別冊] 甲号 岐入歳出予算補正

大蔵省所管

経済援助資金

歳入		歳出	
(款) 拠助資金受入	(項) 捨助資金受入	(款) 運用	(項) 収取
(元) 3,600,000,000	3,600,000,000	(元) 33,000,000	33,000,000
(款) 種取入	1,000	(項) 種取入	1,000
(項) 合計		3,633,001,000	

昭和二十九年度特別会計予算補正

(附第1号)に関する報告書

[最終号の附録に掲載]

[貯石忠雄君登壇]

○ 貯石忠雄君 ただいま議長より報告を求められました昭和二十九年度特別会計予算補正(附第1号)について、予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

決されましたので、四月十三日より再

び審議を開始いたしまして、活発なる審議が行われたのであります。

本予算案は、去る三月三十一日本会

議において議決されましたいわゆる MSA協定に基づき米国政府より贈与を受けたことになりますが、まず第一に

資金を処理するため、一般会計と区分いたしまして、経済援助資金特別会計

を新設いたしたものであります。この新設に伴いまして、二十九年度の特別

会計の数は合計三十三となりました。

次に、この特別会計の資金は、米国

政府より贈与受入れ資金三十六億円

及びこの資金の運用による収益金三千

余万円、合計三十六億三千余万円を財源といすものであります。この資金を投融資することによりまして、わが

国の工業力を強化し、経済力を増強せんとする手であります。また、この三十六億円の贈与受入れ資金につきま

しては、三月三十一日譲渡になりました

米国余剰農産物買入協定に基き、五千

万ドルの小麦を外貨を使わずに円資金

をもつて買入され、そのうちの二割に

当る一千万ドル、すなわち三十六億円の贈与を受けるのであります。しかしながら

委員会に付託されたので、両補正

予算案を一括して三月二十八日審議が

行われましたが、二十八年度の一般会

会計予算補正(附第1号)とともに、去る三月十五日予算

委員会に付託されましたので、両補正

予算案を一括して三月二十八日審議が

行われましたが、二十八年度の一般会

会計予算補正(附第1号)について、予

算委員会における審議は延期されて参つて

決されたのであります。MSA協定が譲

り受けたのであります。また、この

重点を置き、同時にこれに因連する基

礎的工業力の増強に役立つものを目標

としておるのであります。また、この

格の問題であります。わが國は國際小

麦協定により割安の小麦を買いつけることばかりですが、MSA協定による買付分は米国の余剰農産物であり、しかも買付が義務づけられておることであります。米国の余剰農産物交渉できるのではないかという質問に対しまして、政府側よりは、もちろん國際小麦協定価格よりも有利な条件で押しつけるよ

うなことはなく、少くとも日本に不利なことがあります。米國の余剰小麦を買入したことにより、従来の買付先である力

ナダを初めとし、オーストラリア、アルゼンチン等は、これがために日本

よりの買付数量が減少させぬかと心配しておられます。しごくして、この結果として親交関係に亀裂を生じ、これらの国々との日本からの輸出が減少する心配はないであろうかとの質問に対し、政府側より、この点はカナダが最も心配いたしておりますのは事実であります。二十九年度の輸入配しておられます。しごくして、この問題として親交関係に亀裂を生じ、これらの国々との日本からの輸出が減少する心配はないであろうかとの質問に対し、政府側より、この点はカナダが最も心配いたしておりますのは事実であります。二十九年度の輸入

益など、なことをしいることとされています。米國の余剰小麦を買入することにより、従来の買付先である力ナダを初めとし、オーストラリア、アルゼンチン等は、これがために日本よりの買付数量が減少させぬかと心配しておられます。しごくして、この結果として親交関係に亀裂を生じ、これらの国々との日本からの輸出が減少する心配はないであろうかとの質問に対し、政府側より、この点はカナダが最も心配いたしておりますのは事実であります。二十九年度の輸入

増強と経済力の漸増となつておるが、その内容がはつきりしておらないが、この使途法定は、日本側が自由にきめ得るのか、それとも米国の指示を受けなければならぬのか、また、この資本の融資を受けた場合、その事業に対する米国からの影響を受けるのか、さらには、この特別会計の經理方法が明示されなければならないが、いかんという質問に対しましては、政府側よりは、贈与を受ける三十六億円の使途は研究中でありますけれども、この資金はMSA関係のものであるから、これに因連した

防衛産業及びこれに因連した基礎的な



であります。いかに MSA 協定とはいいながら、相手國のもとをましていふ食糧を、何を好んで C.I.F.価格を上まる価格で購入しなければならないかということを私どもは申し上げたい。しかも、贈与されたる三十六億円は、これを工業に使う、関連産業がありますと、岡崎外務大臣はまことにまわりくどい説明をされておるのであります。しかも、贈与されたる三十六億円は、これを工業に使う、関連産業がありますと、岡崎外務大臣はまことにまわりくどい説明をされておるのであります。要は、アメリカの要求に応するひもつき援助であり、兵器生産拡大のための援助であることは明白な事実であります。現在の日本は、兵器産業が脅威脅威をきわめばかりのほど、およそ経済自立とは遠い方向に進むことは、識者の一致した意見であります。私は、端的に申し上げますと、このよき MSA 協定に基く安価買入れ価格の割りもどし援助は、要するに米国の軍事支配をわが國に及ぼす恐るべき意図が内包されておる、この見解から、日本の独立と自由確保のために、この協定に基いて生じた援助を予算化したこの予算案には反対をするものであります。(拍手)

最後に一言、たしたいことは、二十八年度予算が第三次補正を行いまして、もなお多くの未処理問題を残しておるのと同様に、二十九年度予算も、ここに特別会計ではありますか補正(特第1号)を提出されてまいりました。なお、今後二十八年度予算のもう一つの矛盾が必然に二十九年度予算にしづめあります。(拍手)

この経済援助資金は、言うまでもなく、MSA 協定に基くところの米国側によるとの援助提供義務の一つとしてわが國に与えられたものであります。この内閣僚が賛成されました「兆円以内の予算方針がくずれることは、火を見るよりも明らかなのでございまして、その論提を平和法擁護の立場にせざれ、そのときに、政府の無定見なる財政、經濟、外交その他の方針について、その政治的責任を追究いたしたいと存りますが、しかし、そのときを待つまでもなく、お氣の毒ながら、吉田内閣は疑惑と汚職のうす中で早晩姿を没しようとしておるのであります。(拍手) 私どものこの反対演説は吉田内閣に対するお弔いの意味であつたやむを得ないと私どもは考へたやうのあります。(拍手) まことに政治的奸敵手を失つて残念な次第であります。私が、日本国民の幸福のため、こゝまでやむを得ないと私どもは思つたのであります。私は、その日の早晚來ることを確信し、委員長報告に反対し、日本社会党を代表する私の討論を終るものであります。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 中村時雄君。  
〔中村時雄君登壇〕  
○中村時雄君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、以下、政府提出による MSA の昭和二十九年度特別会計予算補正(特第1号)に対しまして反対する趣旨を明らかにせんとするものであります。(拍手)

表いたしましたして、以下、政府提出による MSA の昭和二十九年度特別会計予算補正(特第1号)に対しまして反対する趣旨を明らかにせんとするものであります。(拍手) この経済援助資金は、わが國に与えられたものであります。この内閣僚が賛成されました「兆円以内の予算方針がくずれることは、火を見るよりも明らかなのでございまして、その論提を平和法擁護の立場にせざれ、そのときに、政府の無定見なる財政、經濟、外交その他の方針について、その政治的責任を追究いたしたいと存りますが、しかし、そのときを待つまでもなく、お気の毒ながら、吉田内閣は疑惑と汚職のうす中で早晩姿を没しようとしておるのであります。(拍手) 私どものこの反対演説は吉田内閣に対するお弔いの意味であつたやむを得ないと私どもは思つたのであります。私は、その日の早晚來ることを確信し、委員長報告に反対し、日本社会党を代表する私の討論を終るものであります。(拍手)

この経済援助資金は、わが國に与えられたものであります。この内閣僚が賛成されました「兆円以内の予算方針がくずれることは、火を見るよりも明らかなのでございまして、その論提を平和法擁護の立場にせざれ、そのときに、政府の無定見なる財政、經濟、外交その他の方針について、その政治的責任を追究いたしたいと存りますが、しかし、そのときを待つまでもなく、お気の毒ながら、吉田内閣は疑惑と汚職のうす中で早晩姿を没しようとしておるのであります。(拍手) 私どものこの反対演説は吉田内閣に対するお弔いの意味であつたやむを得ないと私どもは思つたのであります。私は、その日の早晚來ることを確信し、委員長報告に反対し、日本社会党を代表する私の討論を終るものであります。(拍手)

この経済援助資金は、わが國に与えられたものであります。この内閣僚が賛成されました「兆円以内の予算方針がくずれることは、火を見るよりも明らかなのでございまして、その論提を平和法擁護の立場にせざれ、そのときに、政府の無定見なる財政、經濟、外交その他の方針について、その政治的責任を追究いたしたいと存りますが、しかし、そのときを待つまでもなく、お気の毒ながら、吉田内閣は疑惑と汚職のうす中で早晩姿を没しようとしておのであります。(拍手) 私どものこの反対演説は吉田内閣に対するお弔いの意味であつたやむを得ないと私どもは思つたのであります。私は、その日の早晚來ることを確信し、委員長報告に反対し、日本社会党を代表する私の討論を終るものであります。(拍手)

以上の値段になることは当然のことな

あります。このための呼び水としての

特許を待つた三千六億円であることは

はならないときにつて、経済自主性

内閣提出、国有林野事業特別会計法の

をしるMSA小麦の輸入代金の二

割、すなわち一千万ドルをもつてわが

國の工業を軍事化し、米軍軍需業と

同一規格に従属させようとするのが、

明確な事實であります。(拍手)この事

は、この特別会計による経済援助なのでござります。そこで、この経済援助の支

出使途は工業力の強化に限られており

ます。しかも、この工業力たるや、兵器

反面、この援助の意味するものは、日

本の主要經營体の方に向転換であり、わ

が國産業の軍事化なのでござります。

われ／＼が乏しい財政資金の中から六

百五十億円の財政投資を行つてゐる民

間産業は、わずかにこの三十六億円程

度の米國の援助資金によつて軍事的色

彩の濃厚なるものに染りづぶされんと

してゐるのでござります。このよ／＼な

アメリカ資本主義擁護の一環として、

二星をとり、二星から三星を陥れ、最

終に水堅を陥れるのが國際政治における強国対弱國の関係であることを、深

くわ／＼は認識せねばならぬ。民族

の独立からいしましても、このよ／＼な

援助に対し、われ／＼はあくまでも反

対の意思を表明する次第でございま

す。

また兵力増強の基礎としての危険性を

持つこの特別会計には、最も強く反対

するものであります。

○議長(堤原次郎君) これにて討論は

終局いたしました。

○議長(堤原次郎君) 御質問なしと認

めます。よつて日程は追加せられまし

た。

○議長(堤原次郎君) 御質問なしと認

めます。このよ／＼な自主性喪失の道に

進みしきるがゆえに、われ／＼は断固

として反対し、討論を終る次第でござ

いました。(拍手)

官(号外)

官(号外)

官(号外)

Aにつながる小麦輸入や防衛産業強化

が、政府の称するがごとく、當面する

次に、われ／＼は、このよ／＼な MS

平野産業の増額を敢行したと同様

に、政府は、みずから産業生産水準の

横ばいが必要であると称しながら、防

衛産業についてはMSAの線に沿つて

○議長(堤原次郎君) 起立多數。よつて本件は委員長報告の通り可決いたしました。

Bを契機として進展して行けば、わが

國の經濟は、自立經濟どころか、ます

ます米國への従属化を深めて行くこと

断じて見ないのであります。一方には

農業生産力の停滞、他方には工業力の

軍事化、この二本建の経済転換が MS

Aを契機として進展して行けば、わが

國の經濟は、自立經濟どころか、ます

ます米國への従属化を深めて行くこと

と、国民が自主的な希望を持つて喜

んで協力するような指導が必要であ

り、そのためには、諮詢的な再建政策

を立てて、国民が何年耐乏して努力す

れば生活水準がどれほど向上し、どれ

乘り出す時期に入らんとしているので

(拍手)昭和二十九年のわが國經濟は、

まさに米國への従属化を深めて行くこと

と、国民が自主的な希望を持つて喜

んで協力するような指導が必要であ

り、そのためには、諮詢的な再建政策

を立てて、国民が何年耐乏して努力す

れば生活水準がどれほど向上し、どれ

乗り出す時期に入らんとしているので

昭和二十九年四月十五日 衆議院会議録第三十七号 交付税及び譲与税配付金特別会計法案外三種

2 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定による事務を自治府長官に行わせることができる。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、第四条の規定による一般会計からの歳入、入場税の収入及び附属税取入をもつてその歳入とし、地方交付税交付金(地方交付税法昭和二十五年法律第二百十一号)による地方交付税の交付金をもつて、入場税と税金(入場税と税法昭和二十九年法律第一号に定むる入場税と税金をいう)、第五条の規定による一般会計への繰入金及び附属諸費をもつてその歳出とする。

## 官報(号外)

第七条 この会計の歳入歳出予算是、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

3 前項の予算は、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の範囲があつたものとみなす。

4 第二項の規定による遅延をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の範囲があつたものとみなす。

5 前項の規定による時借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を得なければならぬ。

6 第四項の規定による時借入金は、昭和二十九年度の歳入をもつて償還しなければならない。

7 第四項の規定による時借入金の利子の支出に必要な金額は、昭和二十九年度において、この会計から國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作成)

第十一条 所管大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十二条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

(一般会計への繰入金)

第十三条 この会計の毎会計年度における入場税の収入額の十分の一に相当する金額は、政令で定めるところにより、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成)

第十四条 この会計の歳入歳出決定計算書を作成しなければならない事項は、政令で定める。

(附則)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律(昭和二十九年法律第一号)第七条に規定する揮発油譲与税の收入見込額に相当する金額は、昭和二十九年度において、同条の規定により追加して譲与される額に相当する金額は、予算で定めるところにより、昭和三十年度又は昭和三十一年度において、同条の規定により追加して譲与される額に相当する金額は、予算で定めるところにより、昭和三十年度又は昭和三十一年度において、一般会計からの繰入金又は第三項に規定する返還される額に相当する金額は、その繰入をした年度又は返還された年度におけるこの会計の歳入と油譲与税の收入見込額に相当する金額又は第三項に規定する返還される額に相当する金額は、第三項若しくは第四項の規定による一般会計からの繰入金、第五項に規定する返還される額に相当する金額又は第三項に規定する返還される額に相当する金額又は第八項但書の規定による一般会計からの繰入金に、一時借入金の償還に因る収入金に、「又は返還された年度」を「その返還された年度又は昭和二十九年度」に、「第二項に規定する」を「第四項に規定する」に、「第三項の規定による」を「第六項の規定による」に、「第五項の規定による」は「第六項の規定による」時借入金の利子を「第六項の規定による」時借入金の利子とする。

に因する法律第七条の規定により都道府県及び指定市から返還される額に相当する金額は、予算で定めるところにより、その返還され

し、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 交付税及び譲与税配付金特別会計の経理を行うこと。

9 自治府設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次の

ように改正する。

第十三条 中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを

一時借入金を返還する。

四 第二十九年度に限り、この会計において、支払上年金に不足があるときは、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

五 昭和二十九年度に限り、この会計において、支払上年金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金を予算で定めること。

六 第二項の規定による時借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を得なければならぬ。

七 第二項の規定による時借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を得なければならぬ。

八 第二項の規定による時借入金の限度額又は第三項に規定する返還される額に相当する金額は、その繰入をした年度又は返還された年度におけるこの会計の歳入と油譲与税の收入見込額に相当する金額又は第三項に規定する返還される額に相当する金額又は第八項但書の規定による一般会計からの繰入金に、一時借入金の償還に因る収入金に、「又は返還された年度」を「その返還された年度又は昭和二十九年度」に、「第二項に規定する」を「第四項に規定する」に、「第三項の規定による」を「第六項の規定による」時借入金の利子を「第六項の規定による」時借入金の利子とする。

金の利子若しくは第八項但書の規定により借換をした時借入金の償還金及び利子」に改め、「昭和二十九年度」度の下に「若しくは昭和三十年度」度を加え、同項を附則第十一項とす。附則第六項及び第七項を次のよう改める。

8 第六項の規定による「時借入金」は、昭和二十九年度内に償還しなければならない。但し、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の償換をすることができる。

9 前項但書の規定により借換をした一時借入金は、その借換をしたときから一年内に償還しなければならない。

10 この会計において、第六項又は第八項但書の規定により一時借入金をしたときは、その償還金及び利子の支出に必要な金額は、その支出を要するときにおいて国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。但し、昭和二十九年度内に償還する一時借入金の償還金については、この限りでない。

附則第五項を附則第七項とし、附則第二項から附則第四項までを二项ずつ繰り下げ、附則第一項の次に次の二項を加える。

2 昭和二十九年度に限り、入場費一般会計において負担すべき額があ

る場合においては、第五条の規定により一般会計に繰り入れるべき額に達するまでの金額は、同条の規定にかかるわらず、一般会計に繰り入れないこれを当該負担すべき額に充てるものとする。

8 第六項の規定による「時借入金」は、昭和二十九年度内に償還しなければならない。但し、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の償換をすることができる。

3 前項の場合において、なお不足があるときは、当該不足額に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

〔最終号の附録に掲載〕

交付税及び譲与税配付金特別会計法案〔内閣提出〕に関する報告書

第四十三条に次の二項を加える。

の規定により支出負担行為担当官の事務の一部を分掌する職員は、

第四十六条の次に次の二項を加える。

各省政府の長は、前項の規定による縫越をしたときは、事項ごとに、その金額を明らかにして、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第二項の規定により縫越をしたときは、当該経費について

は、第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、

同条第三項の規定による通知は、これを必要としない。

第四十三条の二第三項中「前条

第二項」を「前条第三項及び第四項」に、「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第四十三条の三各省各府の長は、

第五条第一項中「歳出予算の金額」の下に「〔第四十三条の三に規定する承認があつた金額を含む。〕」を加え、同条第三項中「三箇年」を「五箇年」に改める。

第四十三条第二項を次のよう改める。

第三十四条の二に次の二項を加える。

第一條 財政法等の一部を改正する法律案〔内閣提出〕

財政法等の一部を改正する法律案〔内閣提出〕

第一條 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の一部を次のよう

改正する。

第五条第一項中「歳出予算の金額」の下に「〔第四十三条の三に規定する承認があつた金額を含む。〕」を加え、同条第三項中「三箇年」を「五箇年」に改める。

第三十四条第三項中「及び会計検査院」を削る。

第四十三条第二項を次のよう改める。

第三十五条の二に次の二項を加える。

第一條 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次の二項を加える。

第十三条第五項中「代理支出負担行為担当官」といふ代理支

出負担行為担当官といふ、第四項

の規定により支出負担行為担当官の事務の一部を分掌する職員は、

第四十六条の二各省各府の長は、財政法第四十三条第一項に規定する事務の手続に関する事務を当該各省各府所属の職員又は他の各省各府所属の職員に、

大蔵大臣は、同項に規定する承認に関する事務を大蔵省所属の職員に、政令の定めるところに

より、委任することができる。

第四十七条第一項中「大蔵省」を又は他の各省各府所属の職員に、支出負担行為担当官の事務の一部を委掌せしめることがで

きる。

〔大蔵大臣に改める。〕

第四十八条中「又は認証」の下に、「縫越の手続」を加え、「吏員」を「長又は吏員」に改める。

〔大蔵大臣に改める。〕

第十三条の二に次の二項を加える。

この法律は、公布の日から施行する。

分任支出負担行為担当官が支出負担行為をなす場合における前項の規定の適用については、

同項前段中「支出負担行為担当官が」とあるのは、分任支出負担

行為担当官が「と」「支出負担行為の内容を表示する書類」とあ

る。

改正後の財政法の規定は、昭和二十九年度分の予算から適用する。

昭和二十八年度分以前の予算に係る縫越については、なお従前の例による。

2 改正後の財政法の規定は、昭和二十九年度分の予算から適用する。

昭和二十八年度分以前の予算に係る縫越については、なお従前の例による。

3 昭和二十八年度分以前の予算に係る縫越については、なお従前の例による。

4 大蔵省設置法(昭和二十四年法律百四十四号)の一部を次のように改める。

第八条中第十九号を第二十号とし、第六号から第十八号までを

号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 各省政府の縫越明許後に限  
し、翌年度にわたって支出すべき債務の負担を承認するこ

財政法等の一部を改正する法律案  
に対する修正案

財政法等の一部を改正する法律案  
案に対する修正正

財政法等の一部を改正する法律案  
の一部を次のよう修正する。

附則第四項の次に次の二項を加え  
る。

予算執行職員等の責任に関する  
法律(昭和二十五年法律第百七十一  
号)の一部を次のよう修正す  
る。

第二条第一項第七号中「吏員」を  
「長又は吏員」に改める。

財政法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕

国民金融公庫が行う恩給担保金融  
に関する法律案

国民金融公庫が行う恩給担保金  
融に関する法律

〔目的〕

第一条 この法律は、国民金融公庫  
が恩給等を担保として貸付をする  
場合におけるその担保の効力に關  
する規定を設けるとともに、その  
業務の範囲を拡張することによ  
り、恩給等を担保とする金融の円  
滑化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律に於いて「恩給等」  
とは、左に掲げるものをいう。

一 恩給法(大正十二年法律第四  
号)

二 恩給法(昭和二十四年法律第四十九号)  
第三条 これは、その担保の効力は、当該  
恩給等を担保に供した者の遺族。

十八号) その他の法令に規定す  
る恩給で年金として給されるも  
のの

する障害年金及び遺族年金

(昭和二十七年法律第百二十七  
号) 第五条 授護の種類に規定す  
る書面をいふ。

二 戦傷病者喪失者遺族等援護法  
第三条により地方公共団体から  
給される年金で前二号に掲げる  
ものに準ずるもの

は、その受給証書を公庫に引き渡  
さなければならない。但し、裁定  
の他受給証書の発行がない場合に  
おいては、この限りでない。

(裁定庁への通知)

第七条 恩給等を担保として貸付を  
したとき、又はその担保権が消滅  
したときは、公庫は、遅滞なく、  
その旨を当該恩給等の裁定をする  
機関(以下「裁定庁」という。)及び  
その支払をする機関に通知しなけ  
ればならない。但し、裁定前の恩  
給等を担保として貸付をした場合  
においてその支払をする機関に對  
してする通知は、当該恩給等につ  
いて裁定があつた後にすればよ  
い。

第八条 裁定庁は、公庫に担保に供  
された恩給等について受給証書を  
発行し、又は再発行する場合にお  
いては、当該証書を公庫に交付し  
なければならない。

(公庫の代位)

第九条 公庫は、恩給等を担保に供  
した者に代つて、恩給等に関する  
請求、裁定に対する書類の提出  
その他の恩給等の保全に必要な行為  
を改訂する法律

第十一条 第二項中「九人」を「十人」  
に改め、同条第三項第三号中「三  
人」を「四人」に改める。

国民金融公庫法の一部を次のよ  
うに改訂する。

第十一条第二項中「九人」を「十人」  
に改め、同条第三項第三号中「三  
人」を「四人」に改める。

国民金融公庫が行う恩給担保金融  
に関する法律案(内閣提出)に関する報  
告書

〔最終号の附録に掲載〕

国有林野事業特別会計法(昭和二  
十二年法律第三十八号)の一部を次  
のように改訂する。

第十二条第一項及び第十三項を次のよ  
うに改訂する。

第十二条この会計において、毎会  
計年度の損益計算上利益を生じ、  
且つ、当該年度の歳入歳出の決算  
上剩余金があるときは、当該剩余

の担保に供した者が遺族であ  
るときは、その後順位者が受け  
る恩給等の上には及ばない。

(証書の引渡し)

第六条 恩給等を担保に供する者  
は、その受給証書を公庫に引き渡  
さなければならない。但し、裁定

の他受給証書の発行がない場合に  
おいては、この限りでない。

(裁定の実施)

第七条 恩給等を担保として貸付を  
したとき、又はその担保権が消滅  
したときは、公庫は、遅滞なく、  
その旨を当該恩給等の裁定をする  
機関(以下「裁定庁」という。)及び  
その支払をする機関に通知しなけ  
ればならない。但し、裁定前の恩  
給等を担保として貸付をした場合  
においてその支払をする機関に對  
してする通知は、当該恩給等につ  
いて裁定があつた後にすればよ  
い。

第八条 裁定庁は、公庫に担保に供  
された恩給等について受給証書を  
発行し、又は再発行する場合にお  
いては、当該証書を公庫に交付し  
なければならない。

(公庫の代位)

第九条 公庫は、恩給等を担保に供  
した者に代つて、恩給等に関する  
請求、裁定に対する書類の提出  
その他の恩給等の保全に必要な行為  
を改訂する法律

第十一条 第二項中「九人」を「十人」  
に改め、同条第三項第三号を「三  
人」に改め、同条第三項第三号中「三  
人」を「四人」に改める。

国民金融公庫法の一部を次のよ  
うに改訂する。

第十一条第二項中「九人」を「十人」  
に改め、同条第三項第三号中「三  
人」を「四人」に改める。

国有林野事業特別会計法の一部を  
改訂する法律案

〔最終号の附録に掲載〕

国有林野事業特別会計法(昭和二  
十二年法律第三十八号)の一部を次  
のように改訂する。

第十二条第一項及び第十三項を次のよ  
うに改訂する。

第十二条この会計において、毎会  
計年度の損益計算上利益を生じ、  
且つ、当該年度の歳入歳出の決算  
上剩余金があるときは、当該剩余

等を担保とする場合に限り、生業資  
金以外の資金の小口貸付の業務を  
行なうことができる。

第五条第三項(政府の出資金の使  
用)又は第三十二条第三号(罰則)  
の規定の適用については、同法第

十八条第一項に規定する業務とみ  
なす。

(附則)

一 前項の業務は、国民金融公庫法  
第五条第三項(政府の出資金の使  
用)又は第三十二条第三号(罰則)  
の規定の適用については、同法第

十八条第一項に規定する業務とみ  
なす。

(附則)

一 この法律は、公布の日から施行  
する。但し、第四条、第五条、第  
八条及び第九条の規定は、公布の  
日以後担保に供される恩給等につ  
いて適用する。

二 国民金融公庫法の一部を次のよ  
うに改訂する。

第十一条第二項中「九人」を「十人」  
に改め、同条第三項第三号中「三  
人」を「四人」に改める。

国民金融公庫法の一部を次のよ  
うに改訂する。

第十一条第二項中「九人」を「十人」  
に改め、同条第三項第三号中「三  
人」を「四人」に改める。

国有林野事業特別会計法(昭和二  
十二年法律第三十八号)の一部を次  
のように改訂する。

第十二条第一項及び第十三項を次のよ  
うに改訂する。

第十二条この会計において、毎会  
計年度の損益計算上利益を生じ、  
且つ、当該年度の歳入歳出の決算  
上剩余金があるときは、当該剩余

金に相当する額の範囲内で、予  
算の定めるところにより、当該剩  
余金を生じた年度の翌年度におい  
て、森林資源の維持増強のための  
基金(以下「森林基金」という。)へ  
の組入又は一般会計への繰入をす  
ることができる。

森林基金は、予算の定めるとこ  
ろにより、これを使用しなければ  
ならない。

第十三条 この会計において、毎会  
計年度の損益計算上利益を生じた  
ときは、当該利益の額から前条第  
二項の規定により森林基金に組み  
入れる額及び一般会計に繰り入れ  
る額の合計額を控除した額に相当  
する金額は、これを損失補てんの  
ための積立金として積み立てるも  
のとする。

この会計において、毎会計年度  
の損益計算上損失を生じたときは、  
前項の積立金から当該損失の額  
を、前項の積立金の額がないとき  
は、当該損失の額をそれぞれ損失  
の繰越として整理するものとする。  
この

損失額が前項の積立金の額を  
超過するときは、その超過額  
を、前項の積立金の額減額してこ  
れを整理するものとする。但し、  
当該損失の額が前項の積立金の額  
を超過するときは、その超過額  
を、前項の積立金の額がないとき  
は、当該損失の額をそれぞれ損失  
の繰越として整理するものとす  
る。

第十七条第一項中「積立金」を「森  
林基金」に改め、同条に次の二項を  
加える。

この会計において、運転資金に  
充てるため必要があるときは、農  
林大臣は、大蔵大臣の承認を経  
て、第六条第一項の規定による一  
時借入金の借入又は融通証券の發  
行に代え、森林基金に属する現金



て、どちらに採決いたしましたとこ  
ろ、起立議員をもつて本案は原案の通  
り可決いたしました。

最後に、国有林野事業特別会計法の  
一部を改正する法律案について申し上  
げます。

この法律案は、国有林野事業特別会  
計に森林資源の維持増強のための基金  
を設けることとともに、毎会計  
年度の損益計算上利益を生じかつその  
年度の歳入歳出の決算上剩余金がある  
ときは、その剩余金に相当する金額の  
範囲内で、予算の定めるところにより  
基金に組入れまたは一般会計に歳入金  
をすることができるとして、さらに  
利益があるときは損失補填のための積  
立金として積み立てることいたし、  
あわせて別途今国会に提案されており  
ます。保険林野開拓臨時措置法が成立  
する場合におきましては、同法の規定  
による国土保全上必要な森林等の買入  
れを本特別会計の負担においてするこ  
とができることといたしております。

本案につきましては、審議の結果、  
本十五日質疑を打切り、討論を省略  
して、ただちに採決いたしましたとこ  
ろ、起立議員をもつて原案の通り可決  
いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤康次郎君) まず、日程第一  
につき採決いたします。本案の委員長

の報告は修正であります。本案を委員  
長報告の通り決するに賛成の諸君の起  
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつ  
て本案は委員長報告の通り決しました。  
(拍手)

次に、日程第二、第三及び国有林野  
事業特別会計法の一部を改正する法律  
案の三案を一括して採決いたします。

三案中、日程第二の委員長の報告は修  
正であります。その他の両案の委員  
長の報告は可決であります。三案は委  
員長報告の通り決するに御異議ありま  
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認  
めます。よつて三案は委員長報告の通  
り決しました。

第四 石油及び可燃性天然ガス資  
源開発法の一部を改正する法律  
(内閣提出)

第五 石油資源探査促進臨時措置  
法(昭和二十七年法律第百六十二号)

第六 石油及び可燃性天然ガス資源開  
発法の一部を改正する法律  
(昭和二十七年法律第百六十二号)

第七 石油及び可燃性天然ガス資源開  
発法の一部を改正する法律  
(昭和二十七年法律第百六十二号)

第八 石油資源探査促進臨時措置法  
(内閣提出)

第九 石油及び可燃性天然ガス資源開  
発法の一部を改正する法律案(内閣提  
出)に關する報告書

〔最終易の附録に掲載〕

第十八条 第十六条の規定による決  
定を受けた試掘権者又は租賃権者  
は、当該探鉱を完了し、又は当該  
二次探取法の実施に必要な施設の  
工事を完了したときは、遅滞な  
く、省令で定める事項を記載した  
書面を添えて、その旨を通商産業  
大臣に届け出なければならない。

第十九条第二項を削り、同条第三  
項中「第一項」を「前項」に改め、同項  
を同条第二項とし、同条第四項を同  
条第三項とする。

第二十条第二項を削る。

第三十九条第一項中「業務」の下に  
「若しくは経理」を加える。

第四十三条第一号中「第十二条第  
二項」の下に「第十八条」を加え  
る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 この法律の施行前に第十六条の  
規定による交付の法定があつた補  
助金については、第十八条、第十

九条第二項及び第二十一条第二項の  
改正規定にかかると、なお從前  
の例による。

石油及び可燃性天然ガス資源開発  
法の一部を改正する法律案

石油及び可燃性天然ガス資源開発  
法の一部を改正する法律案(内閣提  
出)

石油及び可燃性天然ガス資源開  
発法の一部を改正する法律  
(昭和二十七年法律第百六十二号)

石油資源探査促進臨時措置法  
(内閣提出)

第三条

通商産業局長は、指定地域  
内に存する石油の状

態を確認することができないと認  
めるときは、その試掘権者に對  
し、施設案を変更すべきことを勧  
告することができる。

2 前項の規定による勧告があつた  
ときは、試掘権者は、通商産業局  
長に対し、その指定する日まで  
に、当該勧告を応諾するかしない  
か(応諾しない場合にはその理由  
及び勧告に係る措置に代るべき措  
置の内容を附して)を回答しなけ  
ればならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定  
による指定をするときは、石油及  
び可燃性天然ガス資源開発審議会  
にばかり、その意見を尊重して、  
これをしなければならない。

4 第一項の規定による指定は、解  
除しないものとする。

(施設案の特例)

3 通商産業局長は、試掘権者が前  
項に規定する回答をしないとき、  
その応諾しない理由が正当でない  
と認めるとき、又はその回答に係  
る措置の内容が適当でないと認め  
るときは、その試掘権者に對し、  
理由を示して、第一項の勧告に係  
る措置をとるべきこと又はその回  
答に係る措置の内容を変更して  
施すべきことを命ずることができ  
る。

4 通商産業局長は、第一項の規定  
による勧告又は前項の規定によ  
る命令をするには、鐵山保安監督部  
長に協議しなければならない。

第五四四

遅反したときは、鉱業法第十八条

第二項の申請に対し、延長の許可をしてはならない。

(事業者の義務の特例)

第五条 指定地域内に存する石油を目的とする試掘権に係る試掘権者についての鉱業法第五十五条第一号又は第六十二条第一項若しくは第三項の規定の適用については、同法第五十五条第一号及び第六十二条第三項中「一年」とあるのは「六箇月」と、同条第一項中「六箇月」とあるのは「三箇月」と読み替えるものとする。

(存続期間等の特例)

第六条 指定地域内に存する石油を目的とする試掘権(第一条第一項の規定による指定の際現在存するものを除く)の存続期間は、鉱業法第十八条第二項の規定にかかるうえ、一年とする。

2 鉱業法第十八条第二項の規定により指定地域内に存する石油を目的とする試掘権の存続期間を延長することができる回数は、同項の規定にかかわらず、八年から当該試掘権の設定の登録の日から同項の申請があつた際ににおける当該試掘権の存続期間の満了の日までの期間を控除した年数を二年で除して得た数とし、その延長する期間は、同条第三項の規定にかかわらず、二回ごとに一年とする。

### (試掘権の譲渡)

第七条 指定地域において石油の探鉱を実施するため試掘権を譲り受けようとする者は、省令で定める手続に従い、通商産業局長の許可を受けて、当該試掘権者に対し譲ることができる。

2 通商産業局長は、当該試掘権者が試掘権の設定若しくは移転の登録があつた日から三月以内に事業に着手せず、又は引き続き三月以上その事業を休止しており且つ、試掘権を譲り受けようとする者が当該鉱区における探鉱を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有しているときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を当該試掘権者に通知しなければならない。

2 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、試掘権を譲り渡すべき旨を定める決定をしなければならない。

3 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、試掘権を譲り渡すべき旨を定める決定をしなければならない。

### 第十一条 試掘権者は、前条の規定による申請書の副本の交付を受けた後は、第八条の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、第十六条第二項において準用する鉱業法第九十九条の規定により決定

がその効力を失うまでは、当該試掘権を譲渡し、又は当該鉱区の減少の出願をすることができない。

2 前項の規定により協議がととのつたときは、当事者の間に、試掘権の譲渡について協議がととのつたものとみなす。

3 前項の規定により協議がととのつたものとみなされた場合において、試掘権を譲り受けようとする者が対価の全部の支払又は供託をしたときは、通商産業局長は、当該試掘権の移転の登録をし、且つ、試掘権を譲り受けようとする者が当該鉱区における探鉱を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を現に有しているときでなければ、試掘権を譲り渡すべき旨を定める決定をしてはならない。

2 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、試掘権を譲り渡すべき旨を定める決定をしなければならない。

3 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、試掘権を譲り渡すべき旨を定める決定をしなければならない。

### 第十三条 第八条の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

2 通商産業局長は、第八条の決定をしたときは、決定書の原本を当事者に交付しなければならない。

3 第八条 この法律の規定によつた処分(第三条第一項の規定による勧告を除く)に不服のある者は、通商産業大臣に対し、異議の申立てをすることができる。

2 鉱業法第七章の規定は、前項の規定による異議の申立てに準用する。

### (異議の申立て)

第十八条 この法律の規定による勧告を除く)に不服のある者は、通商産業大臣に対し、異議の申立てをすることができる。

2 鉱業法第九十九条の規定は、前項の規定による異議の申立てに準用する。

3 第八条の規定は、前項の規定による検査をす

る職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

2 前項の規定により立入検査をする

る職員は、その身分を示す証票を

持つべきである。

2 通商産業局長は、前項の決定を

するときは、地方鉱業協同組合には

かり、その意見を尊重して、これ

をしなければならない。

2 鉱業法第九十九条の規定は、第

十二条第一項の決定に準用する。

(業務又は経理に関する勧告)

2 鉱業法第九十九条の規定は、第

十二条第一項の決定に準用する。

(行為の効力の承認)

2 計算を急速に実施するため特に必要があると認めるとときは、指定地内に存する石油を目的とする鉱業権に係る鉱業権者に対し、鉱業権の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは報告書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする

は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(行為の効力の承認)

2 第二条 この法律の規定によつて





地方行政委員 生田 宏一君	電気通信委員 小西 寅松君	議院運営委員 石村 英雄君
前尾繁三郎君	中井徳次郎君	井谷 正吉君
伊調幸太郎君	犬矢 省三君	春日 一幸君
西村 直己君	久君去る(三月三十日委員)	日本國における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所存税に関する法律案
大蔵委員 尾関 義一君	辻任につきその補欠	昭和二十九年度の揮發油譲与税に関する法律案
文部委員 鷺林委員	在田 三郎君	地方財政法の一部を改正する法律案
水原委員 通商産業委員	山本 幸一君	一、去る十三日内閣から提出した議案は次の通りである。
運輸委員 郵政委員	辻 文雄君	二、十四日内閣から提出した議案は次の通りである。
小西 寅松君	予算委員会 理事 小平 忠君(理事今浪勇	三、十四日議長において、次の通り當任委員の補欠を指名した。
村上 勇君	君昨十四日委員辞任につきその補欠)	内閣委員 中曾根康弘君
前尾繁三郎君	三浦 一雄君	外務委員 松浦周太郎君
予算委員 建設委員	尾関 義一君	厚生委員 須賀彌吉郎君
堀川 勝平君	細野三千雄君	農林委員 金子與重郎君
中原 健次君	三鍋 義三君	建設委員 井谷 正吉君
予算委員 税金委員	中原 時雄君	横路 篤君
石山 柳作君	松浦周太郎君	堤 ツルヨ君
井手 以誠君	山本 幸一君	堤 ツルヨ君
決算委員 議院運営委員	中村 時雄君	北 明吉君
櫻内 繁雄君	安平 鹿一君	岡 良一君
柴田 義男君	建設委員 経済安定委員	山花 秀雄君
石村 英雄君	井谷 正吉君	安平 鹿一君
井谷 正吉君	国体委員 農林委員	中村 時雄君
春日 一幸君	松浦周太郎君	伊藤 好道君
杉村治郎君	山田 長司君	井谷 正吉君
中村 英男君	堤 ツルヨ君	井谷 正吉君
山下 墓二君	伊藤 好道君	大蔵委員会 付託
一、十四日當任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。	以上二件 大蔵委員会 付託	日本國とアメリカ合衆国との間の安保協定第三条に基く行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律案
(納島正興君外五十二名提出)	国体委員会 付託	日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案
提出案は次の通りである。	以上二件 電気通信委員会 付託	建設機械抵当法案(内閣提出第一四六号)の内閣提出第一四五号
提出案は次の通りである。	以上二件 電気通信委員会 付託	通商産業省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第一四四号)
議員提出案を參議院に送付した。	以上二件 電気通信委員会 付託	通商産業委員会 付託

外國為替及び外國貿易管理法の一部

を改正する法律案(阿部五郎君外百三十団名提出)

一、昨十四日參議院から回付された本院提出案は次の通りである。

肥料取締法の一部を改正する法律案

一、昨十四日參議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

國会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案

一、昨十四日參議院において、次の内閣提出案を承認した旨の通知書を受領した。

昭和二十八年度一般会計予備費使用総額書(その1)

昭和二十八年度一般会計災害対策予備費使用総額書(その1)

昭和二十八年度特別会計予備費使用総額書(その1)

昭和二十八年度特別会計予備費使用総額書(その1)

昭和二十八年度特別会計予備費使用総額書(その1)

昭和二十八年度特別会計予備費使用総額書(その1)

昭和二十八年度特別会計予備費使用総額書(その1)

昭和二十八年度特別会計予備費使用総額書(その1)

一、昨十三日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

(並木芳雄君提出)

衆議院会議録第三十五号中正誤

頁段行誤正

五百一五代表し、代表して、

五百一六その事実その事

五百一七二、三いたた、三名い